

シニア隊員への手引き

昭和48年9月15日



日本青年海外協力隊事務局

国際協力事業団	
受入 月日 84.9.13	000
登録No. 14986	36
	JV

目 次

1. シニア隊員制度について	1
1) シニア制度制定の背景	1
2) 地域専門家育成方針	3
3) 厳選主義	3
4) 弾力的運営	4
5) 試験、研修、登録、派遣	4
6) 身分措置	4
7) その他	5
8) 協力隊の中でのシニア隊員制度	5
2. シニア隊員派遣基準	7
3. 日本青年海外協力隊シニア隊員のための 給与等に関する基準	9
4. 付属参考資料	14
1) 専門家所属先に対する人件費の補てんに関する規程	14
2) 第一回試験英語問題	17

JICA LIBRARY



1018759[9]

1. シニア隊員制度について

1) シニア制度制定の背景

日本がまだそれほど豊かでなかった頃、資金協力が無理なら、せめて技術協力でも、という物の言い方があった。技術協力なら簡単にやれるということが前提となっていたのである。技術さえ持っていれば技術協力が可能である、という想定であったし、その想定の原因には、現在の開発途上国の大部分が新興独立国であって、独立新興の意気は宛も明治初年における日本の如きものという、如何にも日本人らしい“なぞらえ”方があった。この認識が仮りに正しかったとしたら、技術協力は、今頃は完全に軌道に乗り着々その成果を挙げ始めているはずである。ところが、事実はそのように進んでいない。上に述べた認識が根底から狂っていたからである。それは認識の不備などというよりも、全くの幻想でしかなかったと評すべきものであった。

専門家たちが現地に来てみて味わされた幻滅は大きかった。（この点では協力隊員の場合も同じであろう）技術協力が如何に難しいものであるかということは、今や立証され尽くした観がある。専門家たちの声を聴いて、その焦点を一点にしぼってみると、現地には専門家たちの技術を摂取しようとする精神的素地がないということに問題の核心があるように思われる。これは誠に深刻な事態である。余計な世話だと思っている人々に、どうして技術を伝えることができようか。全然やる気のない人に、何が教えられようか。技術協力と称してやっている専門家たちの活動は、一步誤ると、単なる高級労働力の提供となり、そのことは現地の人々に依頼心を起させて技術向上への意欲の芽をつんでしまうかも知れないのだ。そうなれば、技術協力はすればするほどマイナス効果を積み重ねることにすらなる。

こうなると、もはや安易な打開策はない。技術協力をやめてしまうか、それとも、至難のわざではあるが先ず精神的素地をつくることからやり直すか、どちらかである。後者を選ぶとするなら— そうすべきだと考えるのであるが— 専門家たちの仕事は技術以前の問題から始らねばならない。そして、この技術以前の仕事こそ、実は、技術協力の中核的部分、最も困難な部分にならざるを得ないと思うのである。技術を持っているほかに現地の人々の生活意識や職場就労意識などが分っているという意味でのベテラン— 地域専門家が育たなくてはならない、ということが言われ始めていることは、このような事柄を背景とするものと考えられる。

このように技術協力の問題点をしぼってくると、それではどうすればそれだけの仕事をやるのける専門家が育てられるか、という一歩突っ込んだ課題に論点を進めなくてはならなくなる。アジアの一國であると口では言いながら、我が国民のアジア理解は驚くほど底の浅いものである。

中近東、アフリカに至ってはゼロに等しい。そういう現状の中で、望まれるような専門家を国内の教育、研修施設で育て上げようとしても、それは無理な相談であると考えるのが妥当であろう。また、これから派遣するすべての専門家を前述したような望ましい専門家に仕上げることも言うべくして行ない得るところではない。

そこで先ず、国内の教育、研修施設の限界ということから、それではという形で着目されたのが青年海外協力隊という海外実践部隊の存在であった。しかも協力隊員は、現地民衆と生活と労働を共にすることをモットーとし、彼らに学ぶ意欲を起させるところまでいっているかどうかはしばらく措くとしても、彼らと心が通う段階まで踏み込んでいると見ることができるのである。この一群の青年たちを、これから望まれる姿の専門家に仕立てたらどうかという発想が生れたことは、誠に自然な成り行きであった。

ただ、協力隊運動は、専門家コースにおけるインターン制として成り立ってはいない。二年の海外ボランティア活動として存在するものであり、大部分の隊員は任務終了後、日本の津々浦々に戻り、そこで有形、無形の影響を国内地域社会に与えることが期待されている。そしてこのこと自体、直接の形はとらないにしても、長期的には測り知れない国際的意味を持つことなのである。しかしながら帰国隊員の中に再度海外現地で、しかもライフ・ワークとして協力活動を続けたいという志望者の少なくないことも事実であり、そのことが、これまた結構なことであることも間違いない。こういう志望の帰国隊員が、前記したような望ましいタイプの専門家になって行くことは、本人のためにも日本の技術協力のためにも極めて望ましいことである。

それでは、隊員から専門家へのコースには何の障礙もないであろうか。実をいうとそうではないのである。

第一は年齢、経験年数の不足であり、このことは技術不足と略々同義の欠格条件となる。

第二に、これは残念というか、意外というか、語学力の不足である。これから先、あるべき姿の専門家、殊にライフワーク型の専門家には、相手国の関係機関との間に文書往復が気軽にできる程度の語学的素養が必要であり、膨大な量の資料を読みこなし、詳細な報告や緻密な提言、計画書などを書き上げる能力が要望される。勿論、品位のある会話能力も必要である。民衆と生活と労働を共にすることを本領としている協力隊員にとって無理からぬところではあるが、腕解力などで外国に出たこともない人々に劣る帰国隊員も少なくないことは、残念ながらこれを認めざるを得ないのである。

このような事情から、帰国隊員にとって専門家への道は、今までのところ、決して坦々たるものではなかった。

以上述べてきたところが、シニア隊員制度を生んだ背景である。そしてこれらの背景は又これからのシニア隊員制度の枠組みや運用方針を方向づける大きい要因にもなる訳である。それでは、これからシニア隊員制度のイメージを正しく掴む上で参考となる基軸的な方針や原則について述べてみよう。

2) 地域専門家育成方針

本論の冒頭で述べたように、技術協力を至難のわざと認識してこれに挑もうとするかぎり、地域的にベテランである専門家を少数つつでも育てて行くことが技術協力全体の成否を賭けた重要事項である。理想的に言えば、専門は、更に国別にまで細分されていていであろう。しかし、協力隊の派遣国がまだ極めて少数であることなどを配慮し、当面は地域主義で進むこととした。地域の定義は厳密ではない。インドシナ半島、東アフリカ共同体、アラブ系回教圏、インド亜大陸といった形が一応の目安であり、言語圏の配慮が比較的強く出ることになるであろう。このような見地から、受験語学は受験者に選択させ、それがいわゆる現地語である場合は試験委員が確保できる限り受験者の指定する通りの現地語による語学試験を実施する。また、当然のことながら、余程の特殊事情があり、それに対応する条件が本人に整っていない限り、シニア隊員としての派遣先は、隊員として派遣された国またはその国と同二地域に属する国となる。

3) 厳選主義

シニア隊員の評価を最初から高水準に設定するとともに、途中で選抜基準を甘くすることのないようにする方針である。換言すれば相場を高いところに固定させ、インフレ現象を起さないようにするということである。

このことは一つには、シニア隊員を終えたものであれば無条件で専門家に進み得る、という仕組みを固めるための条件作りの意味を持つ。それと同時に、任期延長制度と、シニア隊員制度とを紛らわしいものにしなないためでもある。

もっとも、相手国に対しては、シニア隊員と一般隊員を区別する姿勢はとらない考えである。(要請についても一般要請のほか別途シニア隊員要請なるものは取りつけない)従って、実際の運用としては、一般要請の中から事務局がシニア隊員派遣を適当と認めるものについてこれを派遣することになる。例えば、高度の技術を要するもの、チームのまとめ役としての機能を必要とする場合などである。

4) 弾力的運営

シニア隊員の任期は、一応二年を想定しているが、それよりも短い任期のこともあり得る。とにかく、シニア隊員は赴任後直ちに活動開始可能なことがその性質上想定されており、そのことと関連して、短期派遣実施の可能性が生じる。もし相手国政府との了解さえつけば、新規派遣予定国に対して、派遣協定締結の前たると後たるを問わず、一種の長期調査員の機能を持たせつつ派遣し得るのではないかと考えられる。新規要請で、専門的見地から職場環境の事前調査を必要とするようなときは、既派遣国についても同様のことが起り得るであろう。

5) 試験、研修、登録、派遣

第一回の試験は7月1日、8日、および22日の3回に分けて実施され、28名のOB隊員がそれぞれ外国語（英語、マレー語、ヒンディ語、ラオス語、スワヒリ語等）および個人面接を受けた結果、ラオスOB隊員1名が合格し、6名が条件付の準合格（代々木訓練所で2ヶ月の語学研修を受講後合格とする）になった。今後も試験の実施は年一回とか二回とか堅苦しく決めないでやってみようという考えである。即ち必要の都度これを行なうのであって、例えばシニア隊員を適当とする要請が一方であり、これに応募したいという隊員がいるというような状況の場合は、その隊員の帰国を待ち、試験委員の都合と本人の都合で日時を定め、たった一人のために試験を行なうということもあり得ることとしたい。比喩的に言えば、縁故採用のようなものであり、実体の上では厳選主義だが、目取その他のことでは水入らず方式を取る。

研修については全く個別に、研修課目、期間、場所を定める。ケース毎の事情と本人の具備している資格条件との相関関係で、研修不要と判定する場合もあるし、一年と判定する場合もある。研修先への謝金、本人の生活費（18年度は月額4万円）は事務局が負担する。

試験に合格し、研修が終了するとシニア隊員として登録される。職種によっては登録はしてみても容易に適当な要請が来ない場合もある。その反対に、登録と同時に赴任するとか、赴任時期を先に決めてから研修期間を調整するとかいう場合もある。

6) 身分措置

シニア隊員について一つの問題点は、身分措置である。即ち、所属先があり、かつ、給与全額を派遣中も継続支給される場合は、一般隊員（五割）と違って十割の所属先補填が行なわれるが、所属先のない場合は、派遣計画に基づく本邦出発の日から帰国の日までの期間に応じて毎月42,000円を支払いの上これを積立てシニア隊員が帰国時一括交付するように定めている。

(後記の給与等に関する基準参照) 事実上シニア隊員の大部分がライフ・ワーク型の専門家を目指しているとすれば、所属先なるものを持ち続けることは困難な場合が多いであろうから、折角の十割補填制も空文に帰する恐れがある。事務局としてはこの問題を何とか合理的に解決するよう検討中であるが、とりあえず、問題は問題として指摘しておきたい。(詳しいことは省略するが専門家になった際にはこの問題はなくなる)

7) その他

シニア隊員制度が設けられたからといって専門家に直行するコースが閉される訳ではない。確かに隊員→シニア隊員→専門家というコースがオーソドックスな道順となったことは事実である。そして、この考えに基づいてシニア隊員から略々自動的に専門家に移行できるようOTCA本部でも実施案を策定中である。しかし、専門家の通念としては、実務経験などを総合配慮して、30才以上というのが妥当であり、国際的な基準にも合致する。(事実は国際基準はそれよりやや厳しい)従って、帰国隊員でこのような基準に合致し他の条件を充している場合、直接専門家を目指すことは一向に差支えないことである。殊にOTCAでは、現在の専門家プール制を再検討し、従来、専門家で海外勤務して帰国した者しかプール要員としなかったのを改め、今後は、上記条件を充しプール要員としての資格審査に合格した帰国隊員も、プール要員とすることができるようにしようという方向で検討を進めている。

ただこの際、一つ懸念されることは、学歴の問題である。オーソドックスな道順をとるにしても、直行順路をとるにしても、大学を出ていない隊員にとって、専門家への道が少なからず厳しいものであることは争えないと思う。これは第一に相手国政府が学歴を重視する傾向を持っていること、第二に国際基準も概ねこれと軌を一にしていることに基因する。学歴問題は、一般隊員の場合でも頭痛の種となることが多いくらいであるから、専門家の場合はおお更である。シニア隊員制度と並んで、高卒、短大卒の帰国隊員中優れた者に大学進学之机を与えるべきだという意見もでている。昭和49年度予算にこのことを取り上げるといふ声もある。まだ海のものとも山のものとも分らない段階であるが、万が一そういう制度が実現するとしても、大学は一流ないし準一流校の中から指定され、その指定校の入学試験に自力で合格した者のみに国費で大学進学の特典が与えられることになるだろうと予想される。

8) 協力隊の中でのシニア隊員制度

シニア隊員は上記のような事情にも拘らず飽くまで隊員である。そして、その活動はボランテ

ニア活動である。将来専門家として立つことが予定されている人が大部分ではあるが、そのことは、決してシニア隊員たるための必須条件ではない。シニア隊員をすませた後、日本で新しい活躍のスタートをして一向さしつかえない。将来の問題についてもそうであって、シニア隊員である間の現地活動は全く隊員の気持で遂行して欲しいし、むしろ一般隊員の模範として益々ボランティア精神に徹して欲しいのである。隊員の中に階層を作ることは極力避けなくてはならない。シニア隊員と一般隊員との間に、一部で見られる専門家対隊員のような関係が生じる恐れがないかということは随分懸念された。確かにその心配があるのである。しかし、色々の角度から検討して、シニア隊員制度のメリットが考えられる以上、この点はシニア隊員の選抜を厳しくし、厳選した以上は信頼するということで割り切ったのである。人間の作る制度にはどこかに欠陥が残るものである。シニア隊員制度も所詮完全ではあり得ない。それを少しでも完全に近い形で運用して行くのが運用の妙というべきであろう。今まで隊員というものしか存在しなかった協力隊に、日本側内部の制度とはいえ、シニアグループを設けるに当って、シニアを含めた、更には内外事務局職員を含めた全協力隊各位の努力を望んでやまない次第である。

2. シニア隊員派遣基準

- 1) 応募要領 志願者はあらかじめ任意の書式により受験外国語を明示のうえ協力隊事務局長に対して出願する。(常時受付)
- 2) 資 格 日本青年海外協力隊任期満了帰国者
- 3) 選 考 語学試験(外国語和訳90分、同作文90分、同会話10分)及び個人面接(10分程度)
(参考資料:第一回試験英語問題を別添)
ただし受験のための旅費は支給しない。
- 4) 研 修 (選考合格者に対するもの)
1年以内の専門技術研修。但し、
 - (1) その必要のないものについては行わないことがある。
 - (2) 語学についても例外的にこれを行うことがある。
- 5) 登 録
選考に合格し研修を修了した者は、シニア隊員有資格者として登録する。
- 6) 派 遣
派遣に当たっての受入希望国の要請方式は一般隊員と同様とする(相手国より特にシニア隊員として要請されるものではなく、日本側が一般要請の中からシニア隊員派遣を適当と判断するものについてシニア隊員を派遣するものとする。従って、相手国側からは一般隊員と異なる取り扱いを受けない)。
日本側において、シニア隊員派遣を適当と判断する場合は概ね次のような場合である。
 - (1) 高度の技術・高度の語学力を必要とする場合
 - (2) 特に現地社会事情に精通していることを要する場合
 - (3) チーム方式による協力に当たって統卒者を必要とする場合
シニア隊員に対する日本側の取り扱いで一般隊員と異なる点は次の通りである。
 - (1) 任期は一応2年とするが、実情に応じそれより短い任期で派遣する場合がある(相手国の同意を条件とする)。
 - (2) 家族同伴を認め、その経費は国が負担する。
 - (3) 海外手当は暫定的に月額370米ドルとし、所属先補てんに当っては100%補てんを行う。

7) 運用に当たっての考え方

シニア隊員制度は、一般技術協力特に専門家派遣制度との関連において設けられたものであり（特に隊員から専門家へのコースの設定）、なかんずく国別ないし地域別に語学、国柄、民情に精通した専門家の必要性が叫ばれる折柄、この面における我が国技術協力の弱点を補強することを一つの大きな狙いとするものである。かかる見地から、受験語学についてはいわゆる現地語での受験（原則として受験者指定）を歓迎するとともに、派遣は登録者が一般隊員として勤務した国ないし地域（例えばスワヒリ語圏）に派遣するものとする。

また、シニア隊員のイメージを高水準に設定するため選考は特に厳重にし、場合によっては語学試験、面接以外の選考方法を加える。

3. 日本青年海外協力隊シニア隊員のための 給与等に関する基準

1. この基準は、日本青年海外協力隊シニア隊員の給与等に関する諸般の事項を定めることを目的とする。
2. 協力隊事務局は、シニア隊員に対し給与及び旅費を支給する。
3. 給与の種類は、在勤基本手当及び家族手当とし、旅費の種類は航空賃、船賃、鉄道賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、支度料、旅行雑費及び扶養親族移転料とする。
 - (1) 在勤基本手当は、在勤地に到着した日の翌日から任務を終了し、在勤地を出発する日の前日までの期間に応じ別表1の定額により支給する。
 - (2) 家族手当は、シニア隊員の在勤基本手当の支給期間中において協力隊事務局長の承認を得て随伴し、又は呼び寄せられた扶養親族が在勤地に到着した日の翌日から在勤地を出発する日の前日までの期間に応じ別表2の定額により支給する。
 - (3) 航空賃は、最上級の直近下位級の旅客運賃により、船賃は上級又は中級の旅客運賃その他必要な料金により、鉄道賃は、最上級の旅客運賃その他必要な料金により、それぞれ路程に応じ支給する。
 - (4) 日当は、旅行中の日数に応じ、宿泊料は旅行中の夜数に応じ別表3の定額により支給する。
 - (5) 移転料は、赴任及び帰国に伴う住所又は居所の移転について、別表4の定額により支給する。但し、扶養親族を移転しない場合の移転料の額は、定額の2分の1に相当する額による。扶養親族を2人以上移転する場合には、定額に1人を超えるごとに100分の15に相当する額を加算した額による。
 - (6) 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について別表3の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。
 - (7) 支度料は、赴任について90,000円支給する。
 - (8) 旅行雑費は、赴任に伴う旅行者の予防注射料、入出国税及び海外渡航のための健康診断料の実費額により支給する。
 - (9) 扶養親族移転料は、赴任及び帰国の際扶養親族を随伴するとき並びに赴任した日の翌日から在勤中1人1回限り扶養親族を在勤地に呼び寄せ及び本邦に帰らせるときに移転の日における年令にしたがい次の各号による合計額を支給する。
 - (イ) 配偶者については、シニア隊員相当の航空賃、船賃及び鉄道賃の全額並びに日当、宿泊料、

着後手当及び支度料の3分の2に相当する額（但し、帰国に際しては、着後手当及び支度料を除く。以下同じ）

(ロ) 12才以上の子については、シニア隊員相当の航空賃、船賃、鉄道賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額。

(ハ) 12才未満の子については、前号により算定される額の2分の1に相当する額。

4. 給与の計算期間は、月の初日から末日までとする。この計算期間未満の場合には、計算期間の現日数を基礎として日割りによって計算する。給与は原則として月の中旬までに送金するが、特別の事情がある場合には、別の取扱いによる。
5. 旅費は、用務上の必要に応じ最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。但し、国内旅行にあっては日当については、日当定額の3日分、宿泊料については宿泊料定額の3夜分を超えることができない。
6. シニア隊員の派遣が決定した日以降で本邦出発前に相手国又は日本政府の事情によりその派遣が取り消された場合において、当該旅行のためにすでに支出した金額があるときは、当該金額のうち移転料又は支度料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額を支給することができる。
7. シニア隊員の帰路変更、有給休暇については、協力隊隊員の取扱いに準じて取扱うものとする。
8. シニア隊員又はその扶養親族を派遣期間中一時本邦に帰国させる場合の手続及び給与等については「専門家及びその家族の一時帰国に関する達」（昭和46年9月14日 海技協達第11号）を準用する。
9. シニア隊員の業務上の災害に対する補償については、「海外派遣専門家等の災害補償に関する基準」（昭和44年3月20日 海技協達第4号）を準用し、業務外の災害に対する共済給付に関する取扱いについては、暫定的に「日本青年海外協力隊隊員の共済給付に関する基準」（昭和44年7月11日 達第20号）を準用する。
10. シニア隊員の所属先に対する人件費の補てんの取扱いについては「専門家所属先に対する人件費の補てんに関する規程」（昭和46年10月13日 規程第10号）を準用する。（付属資料参照）

この場合において、

- (1) 所属先との事務手続的な取扱いについては、協力隊隊員の例により
- (2) シニア隊員の所属先がない場合には、派遣計画に基づく本邦出発の日から帰国の日までの期間に応じ毎月42,000円（専門家人件費補てん規程別表6級相当）を支払いのうえ、これを積立てシニア隊員が帰国の際に一括交付する。但し、特別の事情により協力隊事務局長が特に

認められた場合にはこの限りでない。

- 1.1. この基準に定めるもののほか、旅費については国家公務員等の旅費に関する法律に準ずるものとし、その他の事項については外務公務員法等の例による。
- 1.2. この基準によりがたい場合には、外務省と協議の上別の取扱いによることができるものとする。
- 1.3. この基準は、昭和48年8月1日から適用する。

別 表 1 (在勤基本手当)

派 遣 国	月 額
マレーシア(サバ地域)	142,300円
マレーシア(その他地域)	128,800
フィリピン	115,200
ラオス	115,200
インド	115,200
ネパール	115,200
バングラデシュ	115,200
西サモア	115,200
トンガ	115,200
エチオピア	115,200
シリア	115,200
ケニア	115,200
タンザニア	115,200
マラウイ	121,900
ザンビア	149,000
モロッコ	115,200
エルサルバドル	115,200

別 表 2 (家族手当)

区 分	金 額
配 偶 者	シニア隊員在勤基本手当の額の100分の25に相当する額
子	1人ごとにシニア隊員在勤基本手当の額の100分の10に相当する額
(限度額)	シニア隊員在勤基本手当の100分の40に相当する額

別 表 3 (日当、宿泊料)

(单位:円)

区 分		国内旅行	外国旅行
日 当	甲地方	7 5 0	2,2 0 0
	乙地方		2,1 0 0
宿 泊 料	甲地方	3,7 0 0	6,8 0 0
	乙地方	3,3 0 0	6,5 0 0

別 表 4 (移 転 料)

鉄道 1 0 0 Km 未 満	鉄道 1 0 0 Km 以 上 5 0 0 Km未満	鉄道 5 0 0 Km 以 上 1, 0 0 0 Km未満	鉄道 1, 0 0 0 Km 以 上 1, 5 0 0 Km未満	鉄道 1, 5 0 0 Km 以 上 2, 0 0 0 Km未満	鉄道 2, 0 0 0 Km 以 上 5, 0 0 0 Km未満
50,600	66,800	95,700	120,100	151,700	186,400

鉄道 5, 0 0 0 Km 以 上 1 0, 0 0 0 Km未満	鉄道 1 0, 0 0 0 Km 以 上 1 5, 0 0 0 Km未満	鉄道 1 5, 0 0 0 Km 以 上 2 0, 0 0 0 Km未満	鉄道 2 0, 0 0 0 Km 以 上
205,4 00	224,400	243,200	262,200

4. 付 属 参 考 資 料

1) 専門家所属先に対する人件費の補てんに関する規程

(昭 和 4 6 年 1 0 月 1 3 日)
(規 程 第 1 0 号)

(目 的)

第1条 この規程は、海外技術協力事業団（以下「事業団」という。）が専門家の所属先に対して人件費を補てんすることによって、所属先の専門家の派遣を容易にすることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「専門家」とは、次の各号に掲げる達に定める「専門家」、「医療専門家」、「国連及び国際機関に派遣する専門家」及び「外国政府雇用専門家」をいう。

- (1) 技術協力のために海外に派遣する専門家のための給与等に関する基準（昭和38年海技協達第8号）
- (2) 技術協力のために海外に派遣する医療専門家並びに国連及び国際機関に派遣する専門家のための給与等に関する基準（昭和41年海技協達第11号）
- (3) 外国政府との雇用契約により派遣する専門家の給与の補給に関する実施要領（昭和41年海技協達第5号）

2. この規程において「所属先」とは、専門家が本邦において在籍する法人その他の団体をいうものとし、専門家が同時に2以上の団体に在籍する場合は、事業団が指定する一の団体をいうものとする。

(適 用 除 外)

第3条 次の各号に掲げる場合は、この規程による人件費の補てんの対象としない。

- (1) 国家公務員を専門家として派遣する場合
- (2) 専門家を調査団の団員として派遣する場合

(人 件 費 の 補 て ん)

第4条 事業団は、補てん額の全部が所属先において専門家の利益に使用されることを条件として、次条に定める補てん期間中、毎月、当該所属先に対し次の各号に掲げる全額の合計額の範囲内で、人件費を補てんする。

- (1) 所属先が当該専門家に支給した前月（補てん期間の初日の属する月の前月をいう。以下同じ。）分の給与のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める俸給、

扶養手当、調整手当及び住居手当に該当する種類の給与の合計額。

- (2) 一般職の職員の給与に関する法律に定める期末手当に該当する種類の給与として、俸給、扶養手当及び調整手当に該当する種類の給与の前月分支給額の合計額に120分の35を乗じて得た額。
 - (3) 当該専門家に係る前月分社会保険料事業主負担分相当額。但し、前2号の金額の合計額に100分の10を乗じて得た額を超えないものとする。
 - (4) 当該専門家に係る前月分退職給与引当金相当額。但し、第1号及び第2号の金額の合計額に100分の8.5を乗じて得た額を超えないものとする。
2. 前項第1号に掲げる種類の給与の前月分支給額が、所属先が過去において当該専門家に支給した同種類の給与の平均支給額と著しく異なる場合は、平均支給額を基礎として補てん額を算定することができるものとする。

(補てん期間)

第5条 人件費の補てん期間は、事業団が所属先から専門家の提供を受ける期間とする。

2. 前項の補てん期間のうち、当該専門家を海外に派遣する期間以外の期間は、長期専門家については派遣前2カ月、帰国後1カ月、短期専門家については派遣前1カ月を超えないものとする。

(補てんの申込)

第6条 第4条に規定する人件費の補てんを受けようとする所属先は、人件費補てん申込書を事業団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(補てんの決定)

第7条 理事長は、前条の申込書を審査し、適当と認めるときは、人件費の補てんを決定し、これを当該所属先に通知する。

(補てん額の改定)

第8条 事業団は、補てん期間中に当該専門家が所属先において昇給、給与改定等を受けて、補てん額算定の基礎となった第4条第1項第1号に掲げる種類の給与に変動を生じた場合は、補てん額を改定することができるものとする。

(補てん額改定の申込及び決定)

第9条 前条に規定する補てん額の改定を受けようとする所属先は、人件費補てん額改定申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 第7条の規定は、補てん額の改訂に準用する。

(補てん金の返還等)

第10条 理事長は、第7条の規定によって補てんの決定を受けた所属先が、次の各号の一に該当する場合は、補てんの決定を取消し、すでに交付した補てん金の全部若しくは一部の返還を求めらるものとする。

(1) この規程の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の方法によって人件費の補てんを受けたことが明らかになったとき。

(補てん金の支払方法等)

第11条 補てん金は、月の初日から末日までを1カ月とし、月額によって支払うものとする。

2. 補てん期間に1カ月に満たない期間がある場合は、当該期間は日割をもって支払うものとする。

3. 補てん金は、所属先の請求に基づき、原則として3カ月分の補てん金を一括して後払いするものとする。

(自家営業主への準用)

第12条 事業団は、法人その他の団体に属さない自家営業主(以下「自営者」という。)を専門家として派遣する場合、この規程を準用して、当該自営者に補てん金を支給する。この場合において補てん額は、当該自営者の所得税確定申告額等を基礎にして決定するものとする。

2. 事業団は、自営者であった専門家の派遣期間が1年を経過した時、物価指数、国家公務員給与改定率等を斟酌のうえ、補てん額を改定することができるものとする。

(事業団の特別嘱託への準用)

第13条 技術協力のために海外に派遣する専門家の特別嘱託に関する基準(昭和44年海技協達第5号)第3の規定に定める特別嘱託を専門家として派遣する場合は、事業団を所属先とみなしてこの規程を準用する。

(特 則)

第14条 所属先に対する人件費の補てんに関して、この規程の規定によりがたい場合は、外務省と協議のうえ別の取扱いをすることができるものとする。

(補 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和46年10月13日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

2) 第一回試験 英語問題

次の英文(824語)のうち、下線部分①～⑩を日本語に訳してください。
訳文だけではどうしても原意を尽し難い箇所は、必要な注解を補って訳述してください。

(試験時間：90分)

Two phenomena—a half century apart—have exercised the greatest influence on 20th-century Americans as social animals. The first was the arrival of the automobile which—aside from its more practical uses—stimulated all America to move about, whether 5 miles to a picture show, 25 to a bathing beach, 50 for the sake of driving or 200 to call on Grandma. With the coming of the automobile there took place, in the strictest sense, a social revolution.①Distance, previously a barrier, was now an incentive; the rare treat became the everyday occurrence; in alliance with the telephone, the automobile could whisk you from the fireside to the 10-mile-distant poker table, from the side-yard swing to the mountains. It was no longer necessary to eat at home, or to sleep at home or, with the coming of the trailer, even to have a home.②One could savor life to a degree never before imagined, and on as free-moving and last-minute a basis as one chose. The whole method of courtship was altered, and, scarcely less, the whole enjoyment of sex. The suburbs lost their remoteness; while what had been a day's grudging and dutiful pilgrimage—to visit the sick, the old, the near-of-kin—could be effected in two or three hours.③While forfeiting nothing as a refuge, home became much less of a prison; and even those accustomed to live snug, in the bliss of carpet slippers, book and reading lamp, relished the chance of living strenuously.

But now, a few decades after the automobile sent all America forth upon the highroad, TV has appeared to keep all America at home. More and more the typical American is becoming an immovable object.④More and more, whatever siren voices beckon from afar, the TV set, like a good wife, holds one at its side. The highroad, from henceforth, must fight a losing battle against the home.

Unhappily, however, TV cannot be said to have re-established home life: far more, indeed, than the automobile, it is tending to destroy it. Where Mother and Father, Jane and John, on their treks and travels exchanged pleasantries and ideas, they sit now for hours, side by side, often shoulder to shoulder, scarcely exchanging a glance. Or⑤if they

do address one another, they do so crossly, campaigning for this program or that. And where friends and families once gathered with high-minded aims—to overeat and then settle back and snooze, to glare at one another across the bridge table, or hear an eight-year-old recite—now, having driven some twenty miles, one is admitted without greeting and squeezed and shushed into place. There may, though there may not, be an interval for dining; but ^⑥had there never been a fourth Earl of Sandwich, TV would have found it necessary to invent him.

The sad part of all this is not how much one exaggerates but how little. Where a book serves as a last resort, a magazine as the merest time killer and the radio as something to turn on but not necessarily to listen to, TV now solaces almost any social disappointment, now supersedes almost any social activity. It has already virtually destroyed the need for newspapers, picture papers, magazines, books, plays, movies, newsreels, sports, speechmaking; already it takes us into courtrooms and operating rooms, churches and senates; it has begun to replace the schoolroom and in time will compete with the seminar (so that a man who is wholly illiterate can be genuinely learned). ^⑦Where else could one be so gregarious as among all the people on TV; where else could life prove so colorful and broadening and varied?

^⑧One can hedge by repeating the obvious—that soundly produced and discreetly consumed, TV can have immense value, can with equal vividness inform, instruct and amuse. One can repeat the no less obvious—that at small cost, in millions of homes, it can brighten, broaden, freshen existence. But in all it is and seemingly ever hopes to be, TV is simply a menace to cultural and social life. Conversation in middle-class America is not only a lost art but a discarded habit. And there is not only far less conversation when people come together; there is far less coming together. TV is a blow to social life. And ^⑨TV is equally a blow to the life of the self; it is now the camera eye, and not the inward one, that is the bliss of solitude. A new race seems destined to arise, with a wholly new feeling about social relations, about the need for companions or the nature of friendship. Courtship—for a new reason—will consist almost entirely of handholding. And people, as time goes on, will communicate less and less with themselves. ^⑩There is thus the real problem of ossified inner resources, of atrophied social responses. The whole tenor of the machine age has been toward just this drying up within, this deadening, flattening, standardizing without.

